富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、肥料価格の高騰に伴い農業経営に影響が生じていることから、海外原料に依存している化学肥料の使用量の低減を図るため、国が取り組む肥料価格高騰対策事業(肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令和３年12月20日付け３農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。) 第５第１号に定める肥料価格高騰対策事業に合わせて、地元産の有機質肥料等を活用した地産地消に取組む農業者の組織する団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において使用する用語は、国要綱及び肥料価格高騰対策事業実施要領(令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。) において使用する用語の例による。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、国実施要領第３に規定する取組実施者とし、国実施要領別記１の第２の１第１号の取組要件のウからカ及びクのうち２つ以上に取り組む農業者で組織する団体とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、国実施要領第６に規定する補助対象経費であって、取組実施者を組織する農業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に係る補助対象経費に限る。

1. 個人事業主　補助金の申請の日（以下「申請日」という。）において本市の備える住民基本台帳に記録されている者
2. 法人　申請日において本店所在又は主たる事務所を本市の区域内に定めた商業登記又は法人登記をしている者

（補助金の額）

第５条　補助金の額は農業者ごとに算出することとし、補助対象経費のうち10分の２として、限度額は別表に定めるところによる。 ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２ 申請額が予算額を超える場合には、補助金額を減額し予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、富良

野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 国実施要領第９の２第１号に規定する対策事業取組計画書

 (2) 参加農業者名簿

(3) 化学肥料低減計画書

(4) 補助対象経費の内訳が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに内容及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

　（変更等の承認）

第８条　前条第１項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、変更の手続きを行う場合は、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

1. 国実施要領第９の２第１号に規定する取組計画書
2. 補助対象経費の内訳が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付変更承認通知書（様式第４号）により当該補助決定者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　補助決定者は、交付決定通知書の日が属する年度の翌年度の４月10日までに富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

1. 国実施要領第９の３第１号に規定する取組実績報告書
2. 補助対象経費の内訳が確認できる書類
3. その他市長が必要と認める書類

（額の確定及び補助金の交付）

第10条　市長は、前条に規定する実績報告書を受けた場合は、その内容を検査し、補助金を交付すべしものと認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金確定通知書（様式第６号）により補助決定者に通知するものとする。

２　前項の規定により通知を受けた補助決定者が補助金の交付をしようとするときは、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条　市長は、次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合
2. 補助決定者が補助金を他の用途に使用し、当該補助対象事業に関する補助金の決定内容若しくはこれに基づく市長の処分等命令に違反した場合

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

　（書類の保管等）

第12条　補助決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の終了５年間保存しなければならない。

３　補助決定者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は市長）に該当証拠書類等を引き継がなければならない。

　（報告及び調査）

第13条　市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して証拠書類等その他関係書類を調査させることができる。

　（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年６月２６日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 化学肥料低減計画書における作付面積 | 限度額 |
| 5.0ha未満 | 20,000円 |
| 5.0ha以上10.0ha未満 | 50,000円 |
| 10.0ha以上20.0ha未満 | 100,000円 |
| 20.0ha以上30.0ha未満 | 150,000円 |
| 30.0ha以上 | 200,000円 |

様式第１号（第６条関係）

　年　　月　　日

　富良野市長　　　様

申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付申請書

　次のとおり、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付申請をします。

記

補助対象経費　　　　　　　　　　円

　補助金申請額　　　　　　　　　　円

※補助金申請額は、参加農業者ごとに補助金額を積算し合計した額とする。

※100円未満切捨てとする。

添付書類

(1) 国実施要領第９の２第１号に規定する対策事業取組計画書

 　　(2) 参加農業者名簿

(3) 化学肥料低減計画書

(4) 補助対象経費の内訳が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第7条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

団体名

代表者　　　　　　　　　　　様

富良野市長

富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付要綱第7条第１項により通知します。

　１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　円

　２　交付の条件

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

　富良野市長　　様

申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定された、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、次のとおり申請します。

　　１　変更（中止・廃止）の内容

　　２　変更（中止・廃止）の理由

添付書類

(1) 国実施要領第９の２第３号に準用する同第２号に規定する通知

(2) 補助対象経費の内訳が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第４号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

団体名

代表者　　　　　　　　　　　様

富良野市長

富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付変更承認通知書

　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定を行った富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金については、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書に基づき、次のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付要綱第８条第２項により通知します。

　１　変更（中止・廃止）の内容

　２　承認の理由

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

富良野市長　　　　様

申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金実績報告書

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定された、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金について、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり報告します。

記

補助対象経費　　　　　　　　　　円

補助金交付額　　　　　　　　　　円

添付書類

(1) 国実施要領第９の３第１号に規定する取組実績報告書

(2) 補助対象経費の内訳が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第10条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

団体名

代表者　　　　　　　　　　　様

富良野市長

富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金確定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金の交付については、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

　　補助金交付確定額　　　　　　　　　　　　円

様式第７号（第10条関係）

富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付請求書

年　　月　　日

　富良野市長　　様

申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　年　　月　　日付け　　第　　号で額の決定を受けた富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金の交付を受けたいので、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金交付要綱第10条第２項の規定により、次のとおり請求します。

１　補助金請求額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　支　払　先

　　　振込先金融機関名

　　　支店名

　　　預金種別（普通・当座）

　　　フリガナ

　　　口座名義

　　　口座番号